

# 千葉県開発行為等規制細則の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

## 1 改正の理由

「都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例(平成13年千葉県条例第38号)(以下、「条例」という。)」の一部改正を行い、市街化調整区域の立地基準に「市町村の都市計画マスタープランにおいて、流通業務施設又は工業施設(以下、「流通業務施設等」という。)として規則で定める施設の用に供することとされている土地の区域のうち、知事が周辺の市街化のおそれがないなどと認めて指定した土地の区域において、流通業務施設等を建築する目的で行う開発行為」を追加しました。

条例の施行にあたり、流通業務施設等の用途を規定する必要があることから、「千葉県開発行為等規制細則(昭和45年千葉県規則第52号)」の一部を改正します。

## 2 主な改正の内容

流通業務施設等の用途は、準工業地域で建築が可能な建築物のうち、倉庫や荷さばき場、工場とします。

## 3 施行期日(予定)

令和5年3月1日を予定します。